

政党助成法を廃止する法律案要綱

第一 政党助成法の廃止

政党助成法は、廃止すること。

(本則関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、令和七年一月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行前に交付された政党交付金については、廃止前の政党助成法の規定は、なおその効力を有すること。

(附則第二条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。